

那霸市生涯學習推進基本計畫

那 霸 市





はじめに

那覇市生涯学習推進本部長

親 泊 康 晴

本市では平成6年に現在の生涯学習推進本部と生涯学習推進協議会からなる生涯学習推進体制を整備し、以来、生涯学習関連施策の全庁的な推進を目指して取り組んでまいりました。

この間にも、市民の学習活動は活発化し、加えてNPO活動やボランティア活動に代表されるように、様々な市民活動もますます盛んになってきています。まさに本市は、自ら課題を発見し解決しようとする自発的な市民であふれる、生涯学習のまちとしての姿を現しはじめたといえるでしょう。

このようななか、市民の学習活動や市民活動を支援する行政の役割もますます重要なものとなり、より一層の生涯学習サービスの提供を目指して策定されたのが、この「那覇市生涯学習推進基本計画」です。

第3次那覇市総合計画を、生涯学習の観点からさらに充実させようとする本計画は、「市職員による出前講座制度」をはじめとして、本市の行政組織の相互連携を一層強化し、全庁的に取り組むべき諸施策を設定しております。これらの施策をとおして、本市の生涯学習のまちとしての環境整備を図り、地域団体、企業、そして市民一人一人の学習活動、市民活動を支援していくとともに、第3次那覇市総合計画が目指す「市民との協働によるまちづくり」の素地をつくってまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、この計画の策定当初より貴重なご意見・ご提言をいただきました、那覇市生涯学習推進協議会の委員の皆さまをはじめとする関係者の皆さまに、心からお礼申し上げます。

2000年3月

第1章 生涯学習社会に向かって

第1章 生涯学習社会に向かって

1 生涯学習行政の目指すところ

学ぶこと、学んだこと、学ぼうとすることが、価値づけられる社会を目指して

「生涯学習」という考え方が、人々の生活に重要な意味をもつとみなされるようになってきた背景には、私たちを取りまく社会が大きく変化してきたことがあげられます。

現代の社会は、職業に就いている人はいかに及ばず、あらゆる人々に絶え間なく知識の更新を要求しています。また、学校・家庭・地域などの教育環境も変化して、新たな教育・学習の枠組みを求める気運も生まれつつあります。それに加え、成人や高齢者の生きがい創出の必要性、あるいは地域課題に自ら取り組もうとする市民の活動と、それに伴う学習・啓発活動などの高まりなども要因となって、現在に至る生涯学習への高い関心が

つくられてきました。

学習とは学校教育の中で行われていたものだけを意味するわけではありません。自分の目的の達成や、職業上の必要性、さらには人生の充実のためなど、自己の向上のために為される主体的な行為すべてが「学習」の中に含まれるといえます。

生涯学習社会とは、人々が生涯にわたって学習でき、生活や地域活動、ボランティア場面などに学習の成果が活かされることはもちろん、学習したいという気持ちそのものをも評価し、価値づけようとする社会のことを指します。このような社会の実現を目指して、生涯学習行政が実施されることとなります。

2 生涯学習のまちとしての環境整備

生涯学習に関連する施策とは、生涯学習のまちとしての環境を整える施策のこと

生涯学習社会を見据えた行政のあり方として、特に昭和56年の中央教育審議会答申「生涯教育について」、昭和62年の臨時教育審議会答申などが国から示され、

これらを踏まえる形で、本市でも生涯学習の推進に力が注がれることになりました。

平成4年に那覇市生涯学習推進協議会

から出された答申「那覇市生涯学習推進について」は、本市の生涯学習行政の目標を生涯学習のまちづくりにおくべきとし、その定義を「生涯学習のまちづくりとは、人々が生涯にわたって学ぶことを重視し、地域のあらゆる世代の人々が学習活動に取り組めるような社会環境を整えようとする行政施策上の取り組み、または地域の運動のことである」と述べています。

一方、1998年に実施された那覇市の市民意識調査その他をみると、学習者である市民の側からは、学習・啓発機会の内容や種類の充実、利用しやすい時間の開催などに加え、体育施設や集会場、

学習施設などの整備・拡大、学校施設の開放の促進、さらに学習・啓発機会や指導者・講師などの情報提供の充実などを望む声あげられています。

これらは、とりもなおさず生涯学習をおこなっていく上で、必要不可欠な環境を要望する声だといえます。このようなことも踏まえて、本計画では、生涯学習行政が整備を図っていくべき生涯学習のまちとしての環境条件を以下のように設定して、生涯学習行政の対象を明確にしていきます。

生涯学習のまちとしての環境条件

様々な年代や性別などの人々のための多様な内容の学習・啓発機会が提供されていること。

市民の学習活動のための場所が確保されていること。

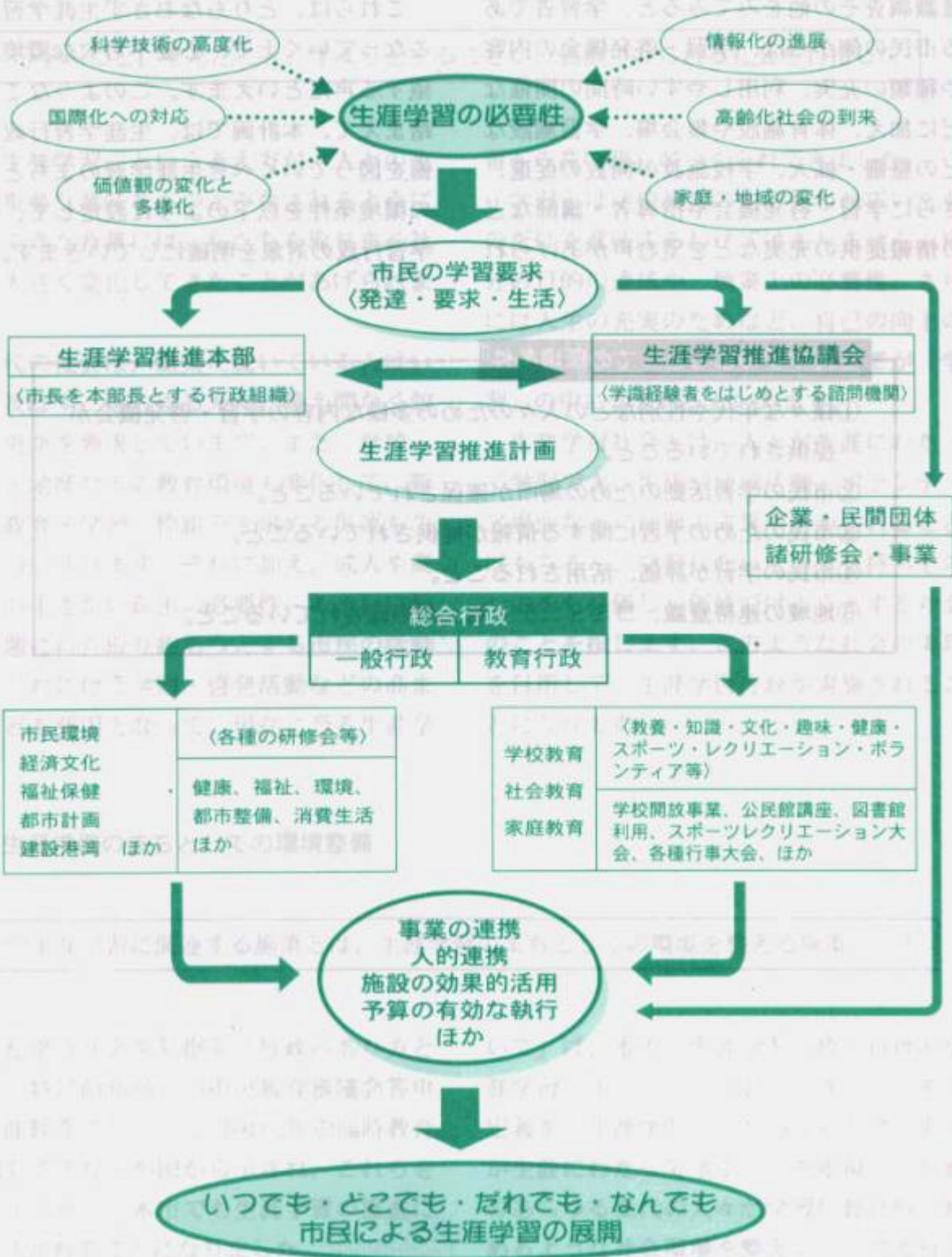
市民のための学習に関する情報が提供されていること。

市民の学習が評価、活用されること。

地域の連帯意識、コミュニティ風土が形成されていること。

生涯学習のまちづくり・人づくり

生涯学習の総合的推進システム



考図 (典拠 : 「第 3 次那覇市総合計画」第 4 章より)

3 生涯学習に関連する施策の現状と課題

生涯学習関連施策という意識と、相互連携の希薄さ

生涯学習のまちづくりのための諸条件の整備・確立に寄与する施策・事業は、それがどこの所管の事業であっても、生涯学習関連施策であると考えます。

ところが現実には、行政各部署の施策は、それぞれの行政課題からくる目的意識ごとに企画・実施されているのが通常であり、たとえ生涯学習のまちづくりに寄与するとみなせるものでも、実際に各部署が生涯学習関連施策であるという認識のもと、施策の実施に取り組んでいるとは言い難い状況にあります。

しかし、生涯学習関連施策はさまざまな領域にまたがるものであり、それだけに部署間で連携することによって、各事業が効率的になっていく可能性は大きいものと思われます。事実、学習・啓発機会の提供一つをとっても、その実施部署

は多数にわたっており、これらの連携を図っていくことの意義は少なくありません。

このように、各部署それぞれの行政課題による目的意識によって企画・実施されている現在の事業のあり方を、生涯学習関連施策という観点から問い直し、生涯学習のまちづくりという共通目的のもと、可能な限り相互連携を図っていくことは非常に重要なことです。つまり、関連部署の横断的な連携の途を模索しながら、生涯学習のまちづくりのための施策の効果を高めていくこと、これこそが本計画の目指す課題といえます。

このようなことから、本計画で施策を設定する際には、次に挙げるような連携を生み出すものとなるように配慮しています。

連携を目指して設定される施策の性格

生涯学習に関連する施策、あるいは関連する部署相互の連携を高めるような取り組みを生み出す施策。

学校教育と学校外教育との関係を、従来の補完的關係から連携的（あるいは融合的）関係に高めるような施策。

民間との資源共有（情報、施設、人材）をすすめるような施策。

第2章 生涯学習推進基本計画の基本的事項

第2章 生涯学習推進基本計画の基本的事項

1 計画策定の目的

本計画は、生涯学習社会に向けた施策の体系化と、その効果的な実施が図れることを目的としており、次のような性格を持っています。

第一に、「生涯学習のまちづくり」という行政課題の達成のために必要な生涯学習関連施策を明らかにし、その体系化を図ります。

第二に、そのような生涯学習関連施策を従来のように局所的・散発的に行うのではなく、可能な限り横断的に連携させる契機を生み出します。

第三に、現在行われている本市の生涯学習関連施策の把握にも役立てます。

2 本計画の位置づけ

本計画は、平成4年の生涯学習推進協議会からの答申「那覇市生涯学習推進について」を指針とし、生涯学習推進施策の展開に関して、第3次那覇市総合計画との整合性に配慮しながら、それを補完するために策定されたものです。(参考図参照)

3 計画の策定方法

本計画は、那覇市生涯学習推進本部会議において承認された別掲の策定過程(巻末資料参照)を基本として、行政内部による原案の検討と、それに対する那覇市

生涯学習推進協議会からの意見・提言の聴取という方法で策定されました。

4 施策の体系の取り扱い

本計画で施策の体系を構成している施策は、生涯学習推進のための基本的施策として重要であり、なおかつ部署間の連携を必要とするものが挙げられています。

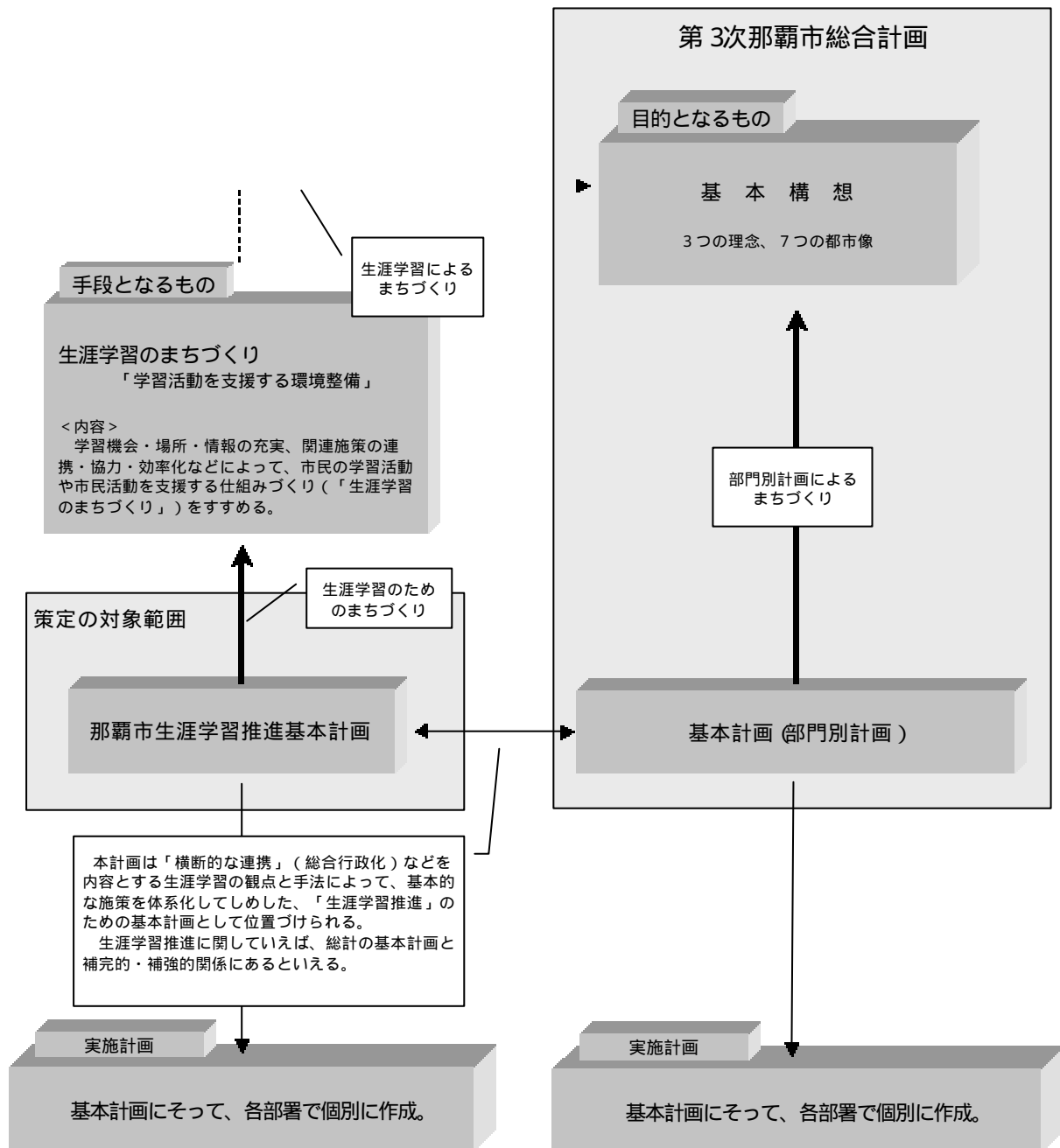
そして、それらの中でも特に重要なものは「重点施策」と位置づけ、3年間の取り組み方針や調整担当課などを明記しています。

本計画書中で記述されている「取り組みの例」とは、該当する「施策の柱」に関して、部署間で連携をとりながらすすめていきたい取り組みとして、内容検討委員から提案があったものです。これらは、部署間の連携の具体的なイメージを形成するのにも有益と思われるので掲載しています。

また、「提案課、および関連課(想定)」とは、当該取り組みを主として提案した課、及び、その取り組みを推進するために連携が必要と想定された部署などを記述したものです。

5 計画の期間

本計画は第3次総合計画と一体となって運用されることを想定し、2007年を目標年度としています。

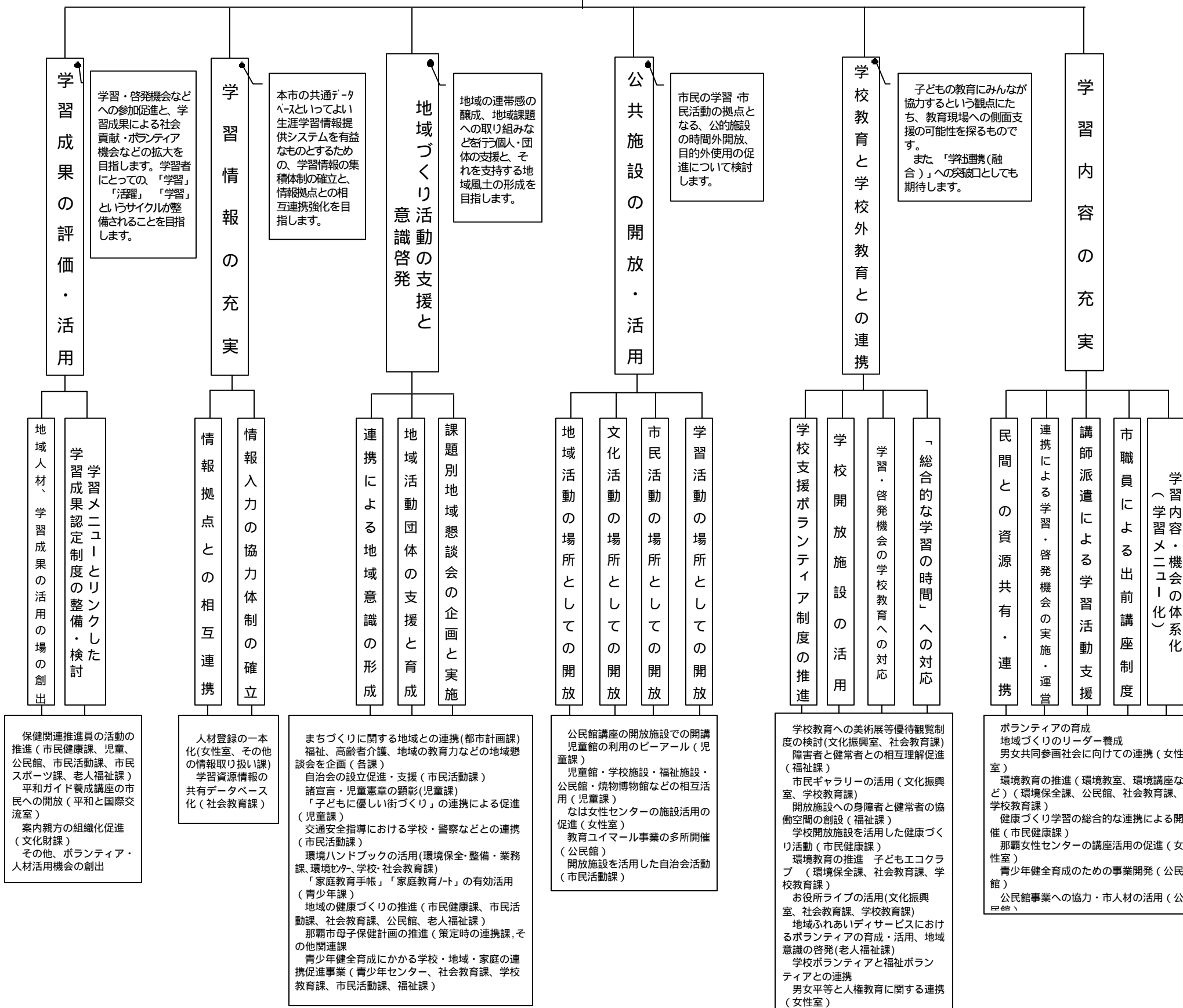


参考図：那覇市生涯学習推進基本計画と第3次総合計画との関係

第3章 生涯学習推進基本計画の内容

那 覇 市 生 涯 学 習 推 進 基 本 計 画 の 施 策 の 体 系

生涯学習のまちとしての環境整備



生涯学習関連
施策の目的

生涯学習関連施策の柱

生涯学習関連施策の領域

連携による
取り組みの例

第3章 生涯学習推進基本計画の内容

1節 学習内容の充実

― 施策の概要

市民の多様な学習ニーズに可能な限り応えるために、学習・啓発機会の質的・量的拡大、学習機会への人的資源としての市職員の活用、市民の自発的学習機会開催への支援、などを目的として体系化される施策群です。

また、本施策の実施にあたっては、民間主催による学習機会との連携も展望しておくほか、学習資源の共有化についても視野に入れて取り組んでいくものとしします。

― 取り組みの例（（ ）内は提案課、および関連課（想定））

ボランティア・地域づくりリーダーなどの養成 / 男女共同参画社会に向けての連携（女性室、公民館） / 環境教育の推進（環境保全課、公民館、社会教育課、学校教育課） / 健康づくり学習の総合的な連携による開催（市民健康課） / なは女性センター講座活用の促進（女性室） / 青少年健全育成のための事業開発（公民館、青少年課） / 公民館事業への協力・市人材の活用（公民館）

1 学習内容・機会の体系化（学習メニュー化）＜重点施策＞

＜施策の背景＞

本市が実施している学習・啓発機会は単独の部署によるものにとどまりません。現状把握のために平成10年度末に実施した内部調査によると、事業ベースで約200、施策ベースで約40の学習機会提供関連の取り組みが実施されているとみなされます。（後掲「資料編」参照）

現在、これらの学習機会は散発的・個別的に実施されていますが、内容的な統合・再編、実施課の連携などによって、市民の生涯学習活動への支援が、より一

層効率的になります。

なお、後述する「学習成果認定制度」の導入を検討する上でも、本市の学習・啓発機会を総体的に把握・整理しておく必要があります。

＜施策の内容＞

現在本市が実施している学習・啓発機会を、領域別、内容別などに整理・分類し、本市が提供している学習・啓発機会一覧として市民に提供することで、市民への学習・啓発機会の提供を一層効率的に行っていきます。また現在、少なくとも約40課（室・館を含む）が学習・啓発

機会の企画・実施を行っていますが、学習メニュー化をすすめることで、関連企画の統合、内容的な連関性・系統性への配慮、事業実施部署相互の連携の促進などにもつなげます。

学習メニュー化を行う際の留意点をいくつか例示すると、第3次総合計画に掲げられた諸課題に配慮すること、学校教育への対応、特に「総合的な学習の時間」への対応に配慮すること、関連内容の連関性・系統性に配慮することなどが挙げられます。

また、その内容についても、いわゆる文化・教養タイプのものから、社会参加型や問題解決型の学習、あるいは職業生活やボランティア活動など、学習成果の活用を見込んだ内容とするなど、「活動のために必要な力を養う学習」へと重点を移行していきます。

これらを考慮した上で、従来のような文化・教養的内容の他に、例えば環境・自然・ごみ問題、健康、男女平等と女性のエンパワーメント、介護・福祉、地域活動のマネジメント、などに重点をおいた学習・啓発機会の企画に

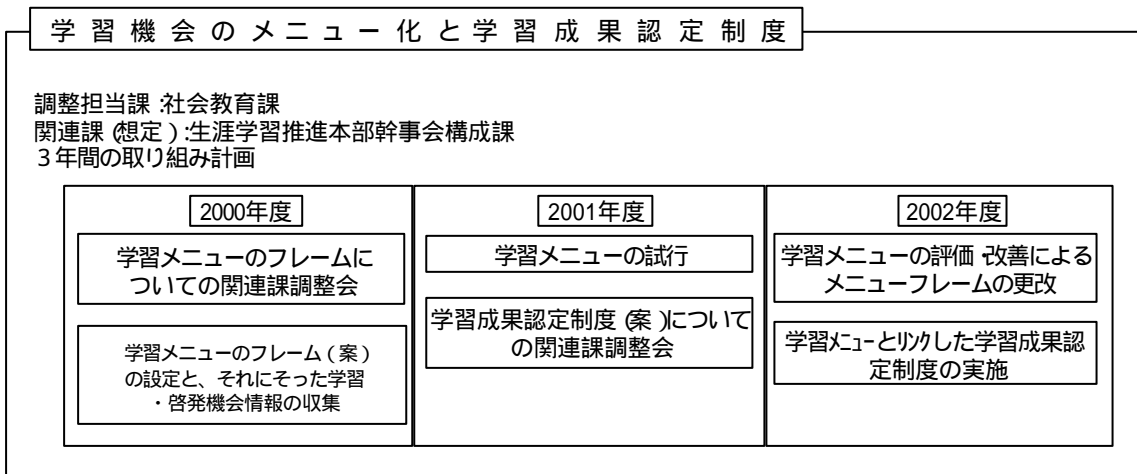
も取り組んでいきます。

また、高等学校や大学などで企画・実施される開放講座などの学習機会との連携にも配慮するなど、本市の提供する学習・啓発機会の全体的な見直しのきっかけにもします。

その上で、例えば「環境コース」「平和と国際理解コース」「男女平等コース」「コミュニティと地域課題コース」「福祉と健康コース」「文化と歴史コース」「各種コーディネーター養成コース」のように、内容的にも系統性が保たれた一群の学習・啓発機会、学習メニューとして編成し、提供することを目指します。

<その他>

なお、本施策は本計画における重点施策と位置づけ、今後の取り組みの指針と調整担当課などについて次に掲げることになります。



2 市職員による出前講座制度 <重点施策>

<施策の背景>

職務上の知識を有する行政職員を生涯学習体系における人的な資源とみなし、その有効活用と市民の自発的な学習機会運営を支援するという目的から、全国的な広がりを見せつつある取り組みです。

一般的には、業務の内容の紹介や情報提供が多いものの、行政施策・政策説明・啓発などの機会としても活用されます。実施している他自治体などによると、市民からは「行政が身近に感じられた」「専門的な話が聞けるのでよい」などの好反応が、職員側からも「業務と市民とのつながりを自覚できた」などの報告があります。

学習内容の充実に寄与するだけでなく、「市民の行政への参画」の素地ともなる、行政情報の開示という点からも、今後取り組んでいく必要がある施策です。

<施策の内容>

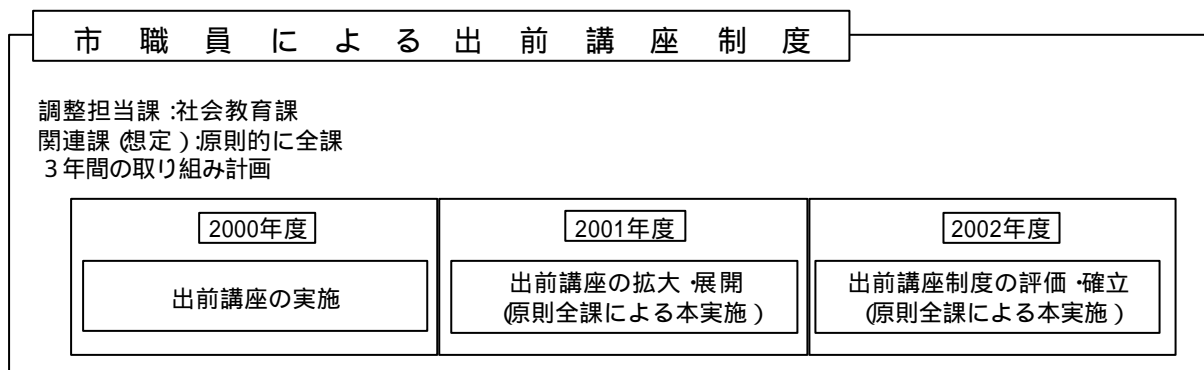
行政職員による派遣講師制度。本市の行政組織の全課を対象に、各課で対応可

能な内容一覧（講座メニュー）を作成・公開し、市民からの要請に応じ、職務時間等に出向いて説明や講義を行っていきます。業務の性格上、従来から取り組まれている例も多いものの、制度として確立させるためには、特別な例を除いて、ほとんどすべての部署が何らかの講座内容を提供するような協力体制が必要となります。

また一方で、本制度の実施にあたっては職員のボランティア的対応が求められる場面が多くなるとも考えられますので、行政サービスとして適当とされる範囲などをめぐって、全庁的な合意を形成していくことなども重要です。

<その他>

なお、本施策は本計画における重点施策と位置づけ、以下に今後の取り組みの指針と調整担当課などについて掲げることになります。



3 講師派遣による学習活動支援

< 施策の背景 >

市民に、学習内容そのものを提供するという形の学習支援とは別に、市民が自らの企画と運営によって学習機会を開催しようとする動きはめずらしいことではなく、今後その動きは活発になるものと思われます。

このような動きとともに、講師派遣の要請、あるいは講師を招聘するための資金的援助などに関して、行政に対する支援を求める声も高くなってきています。

< 施策の内容 >

市民が企画・希望する学習の内容に合致した派遣講師のコーディネート、あるいは市民が自分たちで選定した講師を招聘する際などの費用的な支援などを内容とします。現在、各部署で個別に実施されていますが、市民にとってその総合的な把握は難しく、その意味では、類似事業に関する情報の提供なども施策の内容に含まれます。

4 連携による学習・啓発機会の実施・運営

< 施策の内容 >

類似事業の重複を避け、あるいはより効果を高めるために、関連事業を実施している部署が調整・連携を図り、事業の共同企画や、関連部署そのものの連携を促進していきます。

民間団体、市長部局、教育委員会の共同運営による「生涯学習市民フェスティ

バル」(社会教育課)のような実施形態は、今後も積極的に導入される必要があり、これによって関連事業間の内容的な連携、効率性の向上などを図っていきます。

また、教育機関としてだけでなく、地域の学習拠点、活動拠点としても広く認知されている公立公民館の特性を充分活用する上で、各部署の学習・啓発機会や相談業務などを公民館で実施したり、あるいはそれらと公民館講座とのタイアップ企画などを積極的にすすめていきます。

5 民間との資源共有・連携

< 施策の内容 >

学習機会を企画する際に、人的資源や開催場所などを、公共機関のみならず民間の場にも見いだして、相互の資源交流を図りながら、本市全体の学習機会の質的・量的な向上を目指していきます。

具体的な取り組みというよりは、生涯学習のまちづくりをすすめていく上での姿勢を表すものでもあります。しかし、後節にいう「公共施設の開放促進」などの素地ともなる考え方でもあり、本市が有する生涯学習資源を可能な限り共有化しようという姿勢も表しています。

この学習資源の共有化のためには、人材や施設の情報、講座や学級などの事業情報が共有化されていなければならない、
「生涯学習情報提供システム」を中核としたデータベースシステムの整備ともあわせて、情報提供への呼びかけをおこなっていく必要があります。

2 節 学校教育と学校外教育との連携

― 施策の概要

学校教育と学校外教育との連携は、地域に存在する教育諸勢力の力を結集し、相互の教育効果を高めつつ、さらに新たな学習機会・教育機能を生み出すものとして期待されてきました。しかし、その進捗は今ひとつ不十分であったと評されてきたのも事実であり、本市の生涯学習行政の上でも大きな課題でした。

本計画では、2002年度に学校教育に導入される「完全学校週五日制」と「総合的な学習の時間」という大きな変革を展望し、「子ども達の教育にみんなが関与する」という姿勢を行政自身が示せるような施策を目指します。

― 取り組みの例（（ ）内は提案課、および関連課（想定））

学校教育への美術展等の優待観覧制度の検討（文化振興室、社会教育課、学校教育課）／身障者と健常者との相互理解促進（福祉課）／開放施設における身障者と健常者の協働空間の創設（福祉課）／市民ギャラリーの活用（文化振興室、学校教育課）／開放施設を活用した健康づくり活動（市民健康課、老人福祉課、公民館、市民スポーツ課）／環境教育の推進 子どもエコクラブ（環境保全課、社会教育課、学校教育課）／お役所ライブの学習成果の発表機会としての活用（文化振興室、社会教育課、学校教育課）／地域ふれあいディサービスにおけるボランティアの育成・活用、地域意識の啓発（老人福祉課）／学校ボランティアと福祉ボランティアとの連携（福祉課、児童課、老人福祉課、学校教育課）／男女平等と人権教育に関する連携（女性室）公民館と学校との連携（公民館、学校教育課）

1 「総合的な学習の時間」への対応＜重点施策＞

＜施策の背景＞

西暦 2002 年度からの完全実施が予定されている「総合的な学習の時間」は、学校現場に新たな学習内容の発掘を要請しているといえます。これに対して、行政としても、学習内容の提供と学社連携（融合）という観点から、「市職員による出前

講座制度」や「学習・啓発機会の学校教育への対応」などの諸施策を通して、その対応にあたっていく必要があります。

＜施策の内容＞

本施策は、行政各部署が企画・実施している学習・啓発機会を、学校教育の場面でも利用可能なように配慮する方向で進められます。また、その方向性が「総

合的な学習の時間」に焦点化されており、教職員との連携・調整がより重要となってくるので、そのための場の設定なども含まれます。

また、このような配慮のもと企画・実施される学習・啓発機会が、「総合的な学習の時間」の中などで積極的に活用されるよう、学校教育関係者への情報提供・広報などを充実させていきます。

さらに、学校からの要請に応じて、市職員による出前講座制度などを活用しながら、環境・ごみ問題、保健に対する知識、納税意識など、さまざまな行政課題

についての啓発機会を、学校教育の中でも持てるように考慮していきます。

このように本施策は、学校教育への学習内容の提供だけでなく、学校教育と学校外教育との連携そのものの誘導を企図するものです。

<その他>

なお、本施策は本計画における重点施策と位置づけ、以下に今後の取り組みの指針と調整担当課などについて掲げることとします。

「総合的な学習の時間」への対応

調整担当課 : 学校教育課
 関連課 (想定) : 学習・啓発機会提供課および出前講座提供課
 3年間の取り組み計画

1999年度	2000年度	2001年度
要請訪問指導による各学校への具体的計画づくりの支援	要請訪問指導による各学校の 実践課題解決への支援	要請訪問指導による各学校の 実践課題解決への支援
校長・教頭への趣旨説明及び体系化 づくりのための研修	校長・教頭への実践課題対策 及び解決のための研修	校長・教頭への実践課題対策 及び解決のための研修
プロジェクトチームによる研究開発(小 中教諭8名)	プロジェクトチームによる研究開発の まとめ及び報告	評価方法の検討、調査及び 調査のまとめ、実践の見直し
移行期における基本方針の策定 (時数、指導体制など)	基本方針に基づいた 推進のための支援	2002年度以降の基本方針の策定
学校支援ボランティアネットワークの基 本計画策定	学校支援ボランティアネットワーク 設置の推進	学校支援ボランティア ネットワークの完成

注 本施策は、2002年度からの完全実施が予定されている「総合的な学習の時間」を対象としているため、1999年度から起算しての3年間を掲載することにした。

2 学習・啓発機会の学校教育への対応 < 施策の背景 >

本市で提供されている学習・啓発機会
 は、様々な部署によって企画・実施され

ており、その内容も広範多岐にわたります（後掲資料を参照のこと）。しかし、その多くは成人向けのものとなっており、その意味では、人生のあらゆる時期の学習要請に応えるものとされる生涯学習機会としては十分ではありません。

また、児童・生徒の学習にも利用できる学習内容を充実させることは、学校現場側からの要請とも合致するものであり、生涯学習行政が大きな目標としてきた「学社連携（融合）」をすすめていく上での一つの契機となるものと期待されます。

加えて、「総合的な学習の時間」以外にも、例えば「完全学校週五日制の導入」など、児童生徒の教育に関して、学校教育がその外部に教育・学習資源を求める局面は、今後増加していくものと思われ、それらへの配慮を含めて、行政としての対応を包括的に意識していきます。

< 施策の内容 >

具体的には、本市で企画・実施されている学習・啓発機会の対象を児童生徒にまで拡げ得るよう、内容的な配慮を促すものです。もちろん、このような配慮のもとで用意された学習・啓発機会をもって、「学習メニュー」の中で独自の領域を構成していくことも視野に入れていきます。

また、学習・啓発機会の対象を拡大するだけでなく、いわゆる「完全学校週五日制」にともなう学校外教育の充実という観点から、夕方5時以降や土曜日などに実施される親子向けの事業など、学習機会の開催時間などについても配慮して

いくものとします。

3 学校開放施設の活用

< 施策の内容 >

第3次那覇市総合計画中でも明記されているように、学校施設の開放を促進していくことは、本市の生涯学習行政における重要課題ですが、開放された施設の活用についても、全庁的な調整が必要な課題です。

本市の公共施設については、後節に掲げるように、市民の学習活動や文化活動などのため、柔軟に開放活用するための方途を検討していきますが、学校の開放施設に関しては、他の公共施設とは若干異なる位置づけが必要です。

例えば、学校の開放施設において、住民主催の学習講座が企画され、定着していくことは大変有益であり、学校施設を地域活動の拠点としていくという観点からは大いに評価されます。

しかし、学校と地域との相互交流という意味からは十分とはいえません。なぜなら、「学校の中の学校ではない公共施設」としての利用では、他の公共施設における生涯学習施設の確保と大差がないともいえるからです。

学校の開放施設を活用する際は、市民の学習活動や市民活動等のための場所の確保を図るという観点に加え、いつのまにか地域にとって学校が、あるいは学校にとって地域が、相互に疎遠な関係になってしまった現状を改善し、両者の交流を促進し、地域にとっても、学校教育に

とっても有益となるような施設開放のあり方を意識するものとします。

その具体的な例として、学校の開放施設において公民館の講座を開催することなどが考えられます。これによって、足が遠のいていた地域の人々が、学校施設に足を運びやすい状況が生まれます。さらにそこでの講師の一部を学校教員に委嘱するなどすれば、学校外での教員と地域の人々との「人間交流」の機会を増やすことにもなるでしょう。そして、そのような交流の中で、学校と地域とが信頼感を醸成することで、教員をコーディネーターとして正規の授業時間に地域の人材が招かれ、多種多様な知識や経験が子どもたちに伝えられる「学校支援ボランティア」の定着にもつながるものと期待されます。

あるいは、開放施設を定期・不定期に、高齢者福祉サービス（レクやデイサービス）の場として活用することも可能です。その中では、例えば「お年寄りによるクラブ指導」、「合同給食」など、可能な限り、子どもたちと高齢者との相互交流の機会を設け、異世代交流の効用が両者に発揮されるように配慮していくものとします。

また、後節で採りあげる、行政各部署が企画する「課題別地域懇談会」を、学校の開放施設において実施することも考えられます。例えば、まちづくりに関する地域との連携（コンタクトする場）を、当該地域の学校の開放施設で開催することで、対象地域を局限した、きめの細かい意見交換が可能となるでしょう。もち

ろん、ここで培われた市民と職員との親近感が、市職員による出前講座制度の定着にもつながり、ごみ問題や男女の人権問題、保健意識の啓発、税制・年金に関する理解など、様々な学習内容が学校教育の場面に取り入れられることにもなります。

このように、学校開放施設の活用という本施策においては、学習活動や市民活動のための拠点確保だけにとらわれるのではなく、地域と学校双方にとって有益な開放活用のあり方を工夫し、その内容に取り組んでいくものとします。

4 学校支援ボランティア制度の推進

< 施策の背景 >

学校の教育内容が、子どもたちの生活上の感覚や地域の文化風土に、より接近していく必要があることは、ここ数年来指摘され続けていることです。事実、「生活科」や「総合的な学習の時間」などの導入の背景には、それらへの配慮も一端にあることは周知の通りです。

これらの導入は、学校、あるいは教員レベルでの、教育内容に対する裁量の範囲を拡大させ、それぞれの創意と工夫、課題意識などを大いに発揮して、独自の授業を提供できる環境を生み出すものといえます。

しかし一方で、従来の学習資源だけでは、新しく導入される領域の内容を満たし、また子どもたちの生活感覚に訴えかける「本物」の素材を供給することには限界があるともいえます。この点をもっ

とも切実に感じているのが、とりもなおさず学校現場であるといえます。

学校支援ボランティアは、子どもたちの教育に熱意を持ち、なおかつ教員とは別の生活体験や知識を有する地域の人材に、児童生徒の教育・学習場면을対象とした協力を依頼する仕組みです。

会社経営者、議員、行政職員、舞踊家、音楽家、スポーツ指導者などなど、各人各様の職業知識、生活体験から練り出される講話は、学校の教育場面に新たな知の局面を提示し、社会の様相を持ち込んでみせます。

さらに子どもたちが、これらをコーディネートする教員とボランティアとの信頼関係を目にすることで、教員と子どもたちの信頼関係にも好影響が見いだされたとの報告も聞かれます。

< 施策の内容 >

各学校で地域の人々に呼びかけ、「総合的な学習の時間」などに協力してもらえ、ボランティア名簿などを、独自に整備していきます。また、その中から可能なものは、生涯学習情報提供システムにも情報を提供してもらい、他の学校はもちろん、「完全学校週五日制」などに対応した公民館事業などにも活用できる人材情報として整備していきます。

この取り組みは、これまで各学校ごとに実施されてきましたが、その取り組みにばらつきがあるのも事実です。

また一方で、学校支援も含めた生涯学習に関するボランティアの人材情報を集積させようという構想もあります。

しかし例えば、協力者側には「自分の子どもが通う学校に協力したい」「自分の出身校だから愛着がある」のような、ローカルな動機が働いていることも多く、各学校がそれぞれの地域に呼びかけて独自の人材ネットワークを形成する方が効果的な場合も少なくありません。

このようなことを考慮して、本施策では各学校への本制度の推奨、他の学校での取り組み状況の情報提供や意見交換機会の開催などを行っていきます。

3 節 公共施設の開放活用

― 施策の概要

「学習・市民活動のための場所が確保されていること」という「生涯学習のまち」としての環境条件を満たすことを目的に、市民の学習活動のための使用を主目的としている公共施設はもちろんのこと、それ以外の公共施設についても、市民の学習活動、地域づくり活動、文化活動などのための、時間外開放・目的外開放などの開放使用を促進していきます。

これらの施設で想定される活動の種別として、「学習活動」「市民活動」「文化活動」「地域活動」を設定します。

また、民間による学習機会への場の提供、あるいは民間施設からの場の提供なども展望します。

― 取り組みの例（（ ）内は提案課、および関連課（想定））

公民館講座の開放施設での開講 / 児童館利用のPR（児童課） / 児童館、学校施設、福祉施設、公民館、焼き物博物館などの活用促進、相互利用（児童課） / なは女性センターの施設活用の促進（女性室） / 教育ユイマール事業の他所開催（公民館） / 開放施設を活用した自治会活動（市民活動課）

1 学習活動の場所としての開放

< 施策の内容 >

公民館や行政による学級・講座の開催や、市民の各種サークル活動、自主的な学習活動などのために、公共施設の開放利用をすすめます。また、その調査などのために連携をとっていきます。

点の不足は、ほぼ慢性的・普遍的課題といえますが、その解決の一端を、既存公共施設の時間外開放などの方法に求めることが可能か否かの調査なども含めて、検討していきます。

また、特に、このような団体が当該施設を拠点的に利用するような場合、可能な限り自主的な管理運営体制が図れるような方途も、あわせて検討していきます。

2 市民活動の場所としての開放

< 施策の内容 >

自治会などの地域団体、NPO 団体などに代表される市民の活動を支援するために、公共施設の開放利用をすすめます。

このような団体にとって、その活動拠

3 文化活動の場所としての開放

< 施策の内容 >

舞踊、古典音楽などの伝統芸能の他、広く市民の文化的な活動のための場所と

して公共施設の開放をすすめていきます。
あるいは、その調査などのために連携を
すすめます。

特に、若者の音楽活動の練習場所など
の提供を図り、市民文化の活性化にもつ
なげていきます。

4 地域活動の場所としての開放

< 施策の内容 >

地域づくり活動を行う市民の拠点とし
て利用可能なように、公共施設の開放を
すすめます。また、その調査などのため
に連携をとっていきます。

4 節 地域づくり活動の支援と意識啓発

― 施策の概要

我が国の生涯学習行政の中であって、地域づくりは、市民の学習活動支援と同様重要な目的とされます。地域の活性化を図ろうとする活動の中にも、さまざまな学習の要素が含まれ、その活動自体が生きがいにもつながると評価されたこと、さらに、伝統的文化風土の減少にともなって、地域の連帯感や共属意識が希薄になったことへの行政対応が、生涯学習的なアプローチの中に求められたことなどがその背景にあります。

本施策は、地域づくりの第一歩は「隣人との対話」にあると考え、生涯学習行政の主たる手法の一つである「学習交流」の機会を提供することによって、地域の連帯感やコミュニティ意識の形成を展望するものです。

― 取り組みの例（（ ）内は提案課、および関連課（想定））

福祉、高齢者介護、地域の教育力、まちづくりなどに関する地域懇談会の企画・実施 / 児童憲章、「子どもの街宣言」などの顕彰（児童課） / 「子どもにやさしい街づくり」の連携による促進（児童課） / 交通安全指導における学校・警察などとの連携（市民活動課） / 環境ハンドブックの活用（環境保全・整備・業務課、環境センター、学校・社会教育課） / 「家庭教育手帳」「家庭教育ノート」の有効活用（青少年課） / 地域の健康づくりの推進（市民健康課、市民活動課、社会教育課、公民館、老人福祉課） / 「那覇市母子保健計画」の推進（児童課、企画調整室、学校教育課、各保健所、市民課、都市計画課、広報課、各公民館、建築指導課、商工会議所、各自治会、その他） / まちづくりに関する地域との連携（都市計画課） / 青少年健全育成にかかる学校・地域・家庭の連携促進事業（青少年センター、社会教育課、学校教育課、市民活動課、福祉課）

1 課題別地域懇談会の企画と実施

< 施策の内容 >

地域景観、介護・福祉、美化・環境、教育など、各課題について地域住民相互で懇談する機会を設けていきます。

現在、都市計画課、福祉課など、各行政課題にそった地域課題についての話し

合いの場を設定する事業が行われています。

これらは地域課題に関する共通理解の醸成を主な目的としているのはもちろんですが、住民相互の交流機会としても大きな効果が期待できます。実際、行政が呼びかけて実施された検討会などをき

かけにして、活発に活動する地域づくりの自主団体が育っている例があります。

このような課題別、あるいは統合課題的な地域懇談会を、各部署が企画・提供し、それを話題にしながら、地域住民相互の対話の機会を設定することで、地域の連帯感の形成、さらには行政と市民との協働関係の素地の醸成につなげていきます。

また、このような地域懇談会の開催場所としては、地域の学習施設として開放利用が可能となった学校施設や公共施設などをもって充てるよう配慮していきます。

2 地域活動団体の支援と育成

< 施策の内容 >

自治会、コミュニティ協議会、子ども会など、地域づくり活動を行う団体への支援と、指導者育成などを行います。

それに加え、課題別地域懇談会や学習機会などに参加した住民が、地域課題に取り組む地域活動団体を設立する際の情報提供や助言などの支援を行っていきます。また、これらの団体の指導者相互の研修・情報交流の機会を開催します。

3 連携による地域意識の形成

< 施策の内容 >

本市でなされている諸宣言の具現化に向けて、関係課で連携しながら地域に働きかけていきます。

具体的には、それぞれの部署が関係し

ている団体を通じての意識啓発事業や、関連内容についての「地域懇談会」の実施、あるいは公民館講座などとの共催化などが考えられます。また、例えば生涯学習市民フェスティバルの場を借りて、各部署が所管する諸宣言に関するフォーラムを一堂に開催するなど、共同開催事業なども検討していきます。

このような場を精力的に創出しながら、地域住民への情報提供を積極的におこない、諸宣言に謳われる理念を地域意識にまで根づかせていきます。

5 節 学習情報の充実

― 施策の概要

生涯学習情報提供は、行政による学習活動支援の重要な課題の一つである。また、生涯学習情報には、学習・啓発機会情報はもちろん、人材、施設、文化財など、およそ学習資源になりうるものはすべて網羅されます。これらの情報は、生涯学習施策に限らず多くの部署、部門でも活用可能なものです。その意味で、生涯学習のための情報の集積は、本市の市民サービス全体の上からも有益なものです。

このような考えから、本施策は、各部署が有する学習・啓発機会、施設、人材、その他市民にとって有益と思われる学習資源情報の共有データベース化を目指すものです。そのためにも、教育委員会が平成11年度から整備・普及を進めている生涯学習情報提供システムへの各部署所管の情報の入力・保守作業への協力体制を確立させていきます。

― 取り組みの例（（ ）内は提案課、および関連課（想定））

人材情報の一本化（女性室、その他の情報収集課） / 学習資源情報の共有データベース化（社会教育課）

1 情報入力の協力体制の確立

< 施策の背景 >

生涯学習関連情報に関する市民からの照会要請は、今後ますます増加するものと思われれます。しかし、本市の関連情報は、一つの部署だけに存在しているわけではないのが現状であり、そのため、自らが所管する情報以外についての照会に対しては、速やかな対応が困難な状況にありました。

学習・啓発機会はもちろん、人的資源としての人材情報などは、可能な限り共有化された情報資源として運用すべきであるとの指摘は各所からなされていましたが、近年のインターネット環境の普及

にともなって、整備・展開がされるようになった、那覇市生涯学習情報提供システムを軸に、ようやく本市全体の生涯学習情報データベースの構築に取り組む時期にきたといえます。

< 施策の内容 >

各部署が企画・実施している学習・啓発機会などの情報を、インターネットを通して随時、生涯学習情報提供システムのデータベースに入力する体制の整備・確立をその内容とします。

例えば、クリーン指導員（環境整備課）や保健に関する推進員（市民健康課）各種案内ボランティアなど、各部署が実施

しているボランティアの指導員や推進員などの人材情報を可能な限り共有化し、人材の活用範囲を広げるほか、新規の活躍場所の開拓にもつなげていきます。

職能向上のための生涯学習関連施策については、その重要性は明らかなものの、学習機会の提供等をはじめとする本市の展望や具体的取り組みは、現在のところ十分ではありません。この点については今後、那覇市勤労青少年ホームなどの活用をすすめる中で、その具体的な内容を形づくっていく必要があります。職能向上関連の、当面の具体的な学習支援施策としては、国・県をはじめ他機関の実施する市民向けの職能向上関連の学習機会情報を集積・提供するという、生涯学習情報提供の観点からの取り組みを充実させていきます。

かかる情報提供システムの運用・管理については、現在の体制上、関連情報の入力・更新などの保守作業を、関連各部署の協力のもとに行うことが必須の条件となります。そのための説明会などの意識啓発もあわせて行い、インターネットへの接続環境も含めて、生涯学習情報提供システムの内実を充実させていくための環境整備、体制づくりを働きかけていきます。

また、一方で、人材情報の取り扱いについても、個人情報の公開と保護の観点から、情報の共有化の可能性及び限界について、関連課との調整を開始するものとしします。

2 情報拠点との相互連携

< 施策の内容 >

平成 11 年度を開始年として整備が進められている那覇市生涯学習情報提供システム（通称「あけもどろネット IV（あいぶい）」）は、昨今普及が著しいインターネットを通信媒体としながら、生涯学習に関連する情報を総合的に扱うシステムで、本市の共有データベースとしても機能していくことが期待できます。

しかし現実には、情報の性質、保守・管理などの点から、依然として各部署や機関で個別管理される情報種も存在していくものと思われます。本施策では、各自治体、民間企業・団体をはじめ、県の生涯学習ボランティアセンター、那覇市社会福祉協議会などのような、独自に情報を収集、管理、提供している情報拠点との連携を図ることにより、可能な限りの情報の共有、重複する情報種の統合、情報補完の推進などをすすめ、市民への情報提供サービスが、これらの情報拠点の相互協力によって、より充実していくことを目指していきます。

6 節 学習成果の評価・活用

施策の概要

本市行政あるいは行政以外の民間団体などが提供する学習機会に参加し、生涯学習に関する深い造詣と、まちづくり・人づくりに対する情熱をもった人々の活躍の場を創出していくことは、学習の成果が評価され活用される社会を標榜する生涯学習のまちづくりにおいては、きわめて重要な課題です。

本施策は、「学習メニュー」とリンクさせた、本市独自の学習成果認定制度の整備を検討すること、およびその中で認定された人材の積極的活用のために、各部署がその機会を創出することなどを内容とします。これによって人々の学習機会への参加促進と、地域参加・社会貢献などを通じた自己実現を支援していくことが目指されます。

取り組みの例（（ ）内は提案課、および関連課（想定））

保健関連推進員の活動の推進（市民健康課、児童課、公民館、市民活動課、市民スポーツ課、老人福祉課）／平和ガイド養成講座の市民への開放（平和と国際交流室）／案内親方の組織化促進（文化財課）／その他、ボランティア・人材活用機会の創出

1 学習メニューとリンクした学習成果認定制度の整備・検討＜重点施策＞

< 施策の背景 >

学習・啓発機会への参加促進、及び修得内容の評価などの点から整備の必要性が指摘されているのが、学習成果の認定制度です。

本市が提供している学習・啓発機会は、少なくとも 13 領域 200 事業にのぼるものの、それぞれの事業に明確な系統性や連関性は希薄であり、その意味で内容的な連携を図ることは従来からの課題でした。

また、従来の趣味的・教養的色合いの強い学習機会に参加する学習者に対して、何らかの学習成果の評価や、より実際の

な能力育成とその認定の必要性が指摘されてきました。

学習成果の認定制度の導入は、学習者の意欲喚起につながるだけでなく、これら既存の学習・啓発機会の内容的な再編成をも要請するものであり、本市の学習内容充実施策の主要素となる施策です。

< 施策の内容 >

例えば「環境コース」「平和と国際理解コース」「男女平等コース」「コミュニティと地域課題コース」「福祉と健康コース」「文化と歴史コース」「各種コーディネーター養成コース」のような分類がなされ、内容的にも系統性が保たれた一群の学習

・啓発機会を、一定条件を満たして修了すると、市の認定するボランティア人材として登録できたり、特定の文化施設などを優待利用できたりなどの特典を設けるなどが考えられます。

また、一口に学習成果の認定といっても、その内容には、学習者の学習行為そのものを評価し、次の学習活動への刺激とする「学習行為の認証」的なものと、一定の能力や技術が身に付いたことを認める「能力・技術の認証」的なものがあります。本施策では、学習後の地域活動やボランティア場面など、実際的な活動で学習成果が還元されるよう、特に「能力・技術の認証」的な学習成果の認定制度の導入について、関係課と検討・調整していきます。

また、このような性格の学習成果を認定するには、しかるべき資質や技術の養成のための学習メニューを編成することが必須となります。そのため、例えば「ス

ポレクインストラクター」「環境ガイド」「各種案内ボランティア」「保健に関する推進員」「地域づくりコーディネーター」「手話ボランティア」などのように、認定の対象となる内容を具体的に設定できる認証位・資格称を設けていきます。そして、それらに対応する各種学習・啓発機会を、関連課と調整しながら学習メニューの中に編成していきます。

<その他>

なお、本施策は本計画における重点施策と位置づけ、以下に今後の取り組みの指針と調整担当課などについて掲げることとします。

学習機会のメニュー化と学習成果認定制度

調整担当課 :社会教育課
 関連課 (想定) :生涯学習推進本部幹事会構成課
 3年間の取り組み計画

2000年度	2001年度	2002年度
学習メニューのフレームについての関連課調整会	学習メニューの試行	学習メニューの評価・改善によるメニューフレームの更改
学習メニューのフレーム(案)の設定と、それにそった学習・啓発機会情報の収集	学習成果認定制度(案)についての関連課調整会	学習メニューとリンクした学習成果認定制度の実施

2 地域人材、学習成果の活用の場の創出

< 施策の内容 >

学習メニュー制度及びそれにリンクした学習成果認定制度によって、学習者の中から本市のボランティア人材等に登録され、活動を希望する人々が現れるものと思われます。さらに、そのような資格の有無に関わらず、生活や生業に根ざした「プロ」の技術や生き方を、積極的かつ柔軟に、講座や学級などに取り入れていくことが、学習者相互の交流を生み出し、地域に目を向け、ひいては新しいまちづくりの気運につながっていくものと思われます。また、いわゆるシニアボランティアの定着の上からも、活躍の場や求める資質・能力などを具体的に設定していくことが重要です。

本施策では、学習成果の発露を望む人、社会や地域に役立ちたいと考える人々の熱意に応えるために、各部署が可能な限り、人材の活躍の場を創出していきます。そのためには、学習メニューの編成のための調整会議などを通じて、学習・啓発機会を提供している部署と、ボランティアや地域人材などを活用している部署との相互連携の場を設定し、学習機会による人材の育成と、育成された人材の活用の場との接続がスムーズなものとなるように働きかけていくものとします。

現在、地域福祉に関するボランティアや保健に関する推進員、学校支援ボランティア、各種の案内ボランティア、公民館などでの各種学級・講座などへの人材活用事業などが、実施あるいは計画中で

すが、このような人材活用の場を積極的に設定し、ボランティアに関心を持つ人材の活躍の場所を確保するとともに、そのような人材の育成に対応する学習機会を学習メニューの中に編成することで、本市の生涯学習システムを、学習機会の提供から学習成果の活用までを含んだ、自己完結性の高いものとしていきます。

また、一定の能力が認められた個人・団体などは、その活躍機会の創出にも配慮していくことで、たとえばNPO団体としての自立の支援にもつなげていくものとします。

資 料 編 (抄)

內 容

那霸市生涯學習推進基本計畫策定要領
那霸市生涯學習推進基本計畫策定過程
那霸市生涯學習推進基本計畫策定經過
用語集

那覇市生涯学習推進基本計画策定要領

生涯学習推進本部幹事会

(平成11年2月1日承認)

1 策定の目的

那覇市生涯学習推進基本計画(以下「推進基本計画」という。)の策定は、那覇市民が複雑化、多様化する社会に対応し、個性を尊重しつつ、心豊かに充実した人生が送れるようにするため、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が社会において適切に評価、還元されるような、豊かに成熟した生涯学習社会の実現を目指して、生涯学習関連施策を体系的に結びつけ、総合的に展開することを目的とする。

2 策定の基本方針

推進基本計画は、那覇市第3次総合計画、那覇市生涯学習推進協議会答申、文部省の生涯学習にかかる諸審議会の答申などを参考としながら策定する。

3 策定の手続

推進基本計画は、平成10年度第1回那覇市生涯学習推進本部の会議(平成10年12月17日)で承認された策定過程を基本として、以下のような手続きによって策定される。

(1)原案の作成

推進基本計画策定の提案課である教育委員会社会教育課を事務局として、関連各課推薦職員で構成する内容検討委員会が、那覇市生涯学習推進協議会の委員からなる作業部会の意見を参考としながら、推進基本計画原案を作成する。

(2)原案の検討

推進本部承認の策定過程に沿い、推進基本計画原案を幹事会が検討する。

(3)推進基本計画の決定

生涯学習推進協議会からの意見等を加えた最終稿について、生涯学習推進本部にかけて決定する。

4 内容検討委員会の設置

(1)目的

内容検討委員会は、推進基本計画の原案を作成することを目的とする。

(2)組織

内容検討委員会は、係長級の職員からなる20名以内と委員長で構成する。

(3)委員の任命

内容検討委員会の委員長は副幹事長とする。

内容検討委員は、幹事会において内容検討委員を推薦する課を互選し、その課

からそれぞれ1名が推薦され、それに幹事長が推薦する若干名を加えて任命する。

(4) 会議

内容検討委員会は、委員長が招集する。会議の座長は委員長が務める。

5 策定の時期

平成11年度中に計画を策定する。

6 推進基本計画に盛り込む事項

第3次総合計画との関連性に関すること

生涯学習関連施策の総合的把握に関すること。

学習機会の充実に関すること。

学習の場・情報の充実・拡充に関すること。

生涯学習の推進組織に関すること。

重点施策に関すること

ア 学校開放の促進

イ 情報提供システムの展開

ウ 出前講座制度（仮称）の可能性の検討

エ 学習機会の学習プログラムとしての体系化の検討

オ 学習相談システムの検討

カ 関連課連携事業の開拓

キ その他

その他

(2) 「重点施策～」とは、推進基本計画中で、「担当課（調整課）」及び「3年間の取り組み計画」を提示し、なおかつ、推進基本計画策定年度中から、その実現を目指した取り組みを開始すべき、生涯学習施策の推進における緊急且つ重点施策を意味する。

7 生涯学習関連事業の体系化の枠組み

生涯学習関連事業の体系化作業の際には、施策の目的以下、次のような関係構造を基本として行うこと（名称は仮称とする）

生涯学習関連施策の目的

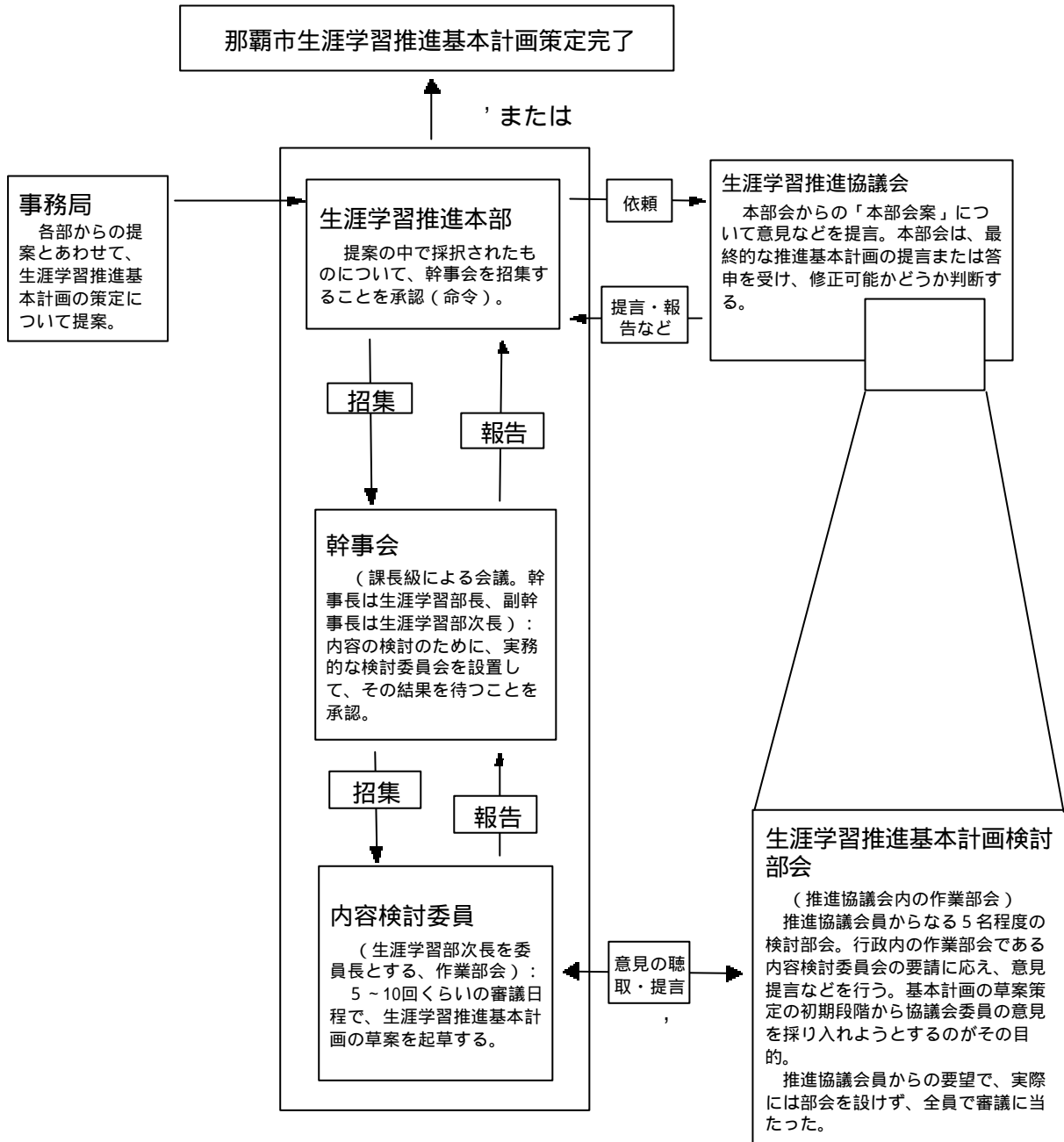
生涯学習関連施策の柱

生涯学習関連施策の領域

領域を構成する事業

那覇市生涯学習推進基本計画の策定過程

(H10.12.17 生涯学習推進本部会議承認)



那覇市生涯学習推進基本計画の策定経過

開催日時	会議などの名称	審議事項など	経過
H10.12.17	平成10年度第1回生涯学習推進本部会議	報告：提言について 議題：生涯学習推進基本計画の策定について	受領。 提案された策定過程が承認され策定作業にはいる。
H11.2.1	平成10年度第1回生涯学習推進本部幹事会	議題：生涯学習推進計画策定要領について 議題：内容検討委員推薦幹事の互選について	若干の修正の後決定される。 平和と国際交流室以下幹事が互選される。
H11.3.24	第1回内容検討委員会	概要説明：内容検討委員会開催までの経緯他 議題：生涯学習推進基本計画の策定にあたっての基本方針について 1)生涯学習関連事業の目的（「生涯学習のまちづくり」の内容）について 2)生涯学習推進の基本方針（事業体系化の際の観点）について 3)関連施策の体系化のイメージについて	 おおむね了解される。 おおむね了解される。 詳細な説明は次回以降。
H.11.3.29	平成10年度第1回生涯学習推進協議会 (第3期第1回会議)	議題：役員の選出 報告：那覇市生涯学習推進基本計画の策定について	会長以下役員が互選される。 任期中、前半の課題としての推進基本計画の策定について事務局から報告される。
H11.4.23	第2回内容検討委員会	那覇市生涯学習推進基本計画における「施策の体系」策定作業 各委員からの連携による取り組み案の提案	グループワーク形式により、連携による取り組みのアイデアが話し合われる。
H11.5.28	第3回内容検討委員会	那覇市生涯学習推進基本計画における「施策の体系」策定作業 各委員からの提案の体系的構造化案（事務局作成）の検討	概ね了解されるとともに、意見聴取のために推進協議会に提出することが承認される。
H11.6.25	平成11年度第1回生涯学習推進協議会 (第3期第2回会議)	内容検討委員会素案についての意見・提言について	「那覇市生涯学習推進基本計画」の構成（素案）について、意見・提言がなされる。

H11.7.8	第4回内容検討委員会	推進協議会委員からの意見・提言について	推進協議会委員からの意見を勘案し、施策体系図及び章立て等の構成を変更。また、用語説明や重要事項の取り組み計画など、各委員に分担執筆の依頼が行われる。
H11.8.20	第5回内容検討委員会	「那覇市生涯学習推進基本計画」(案)の校正・修正などについて	幹事会提出への概ねの承認をもらい、追加意見等がある場合は事務局と個別に調整を行っていくということで内容検討委員会の作業を完了。
H11.10.29	平成11年度第2回生涯学習推進協議会 (第3期第3回会議)	「那覇市生涯学習推進基本計画」(案)への意見・提言について	内容検討委員会作成の原案に対して諸点の意見・提言がなされる。
H11.11.12	内容検討委員長より幹事長へ原案策定が報告される		
H11.11.26	平成11年度第1回生涯学習推進本部幹事会	「那覇市生涯学習推進基本計画」(案)について	諸点の意見を調整した後、幹事会案として本部会に報告することが承認される。
H12.1.7	幹事会より本部長へ原案策定が報告される		
H12.1.20	平成11年度第3回生涯学習推進協議会 (第3期第4回会議)	審議報告書「『那覇市生涯学習推進基本計画』(案)について」について	平成年度の審議の総括として推進本部へ提出される「審議報告書」について審議・採択される。
H12.1.24	生涯学習推進協議会長より、本部長へ「審議報告書」が提出される		
H12.2.4	平成11年度第1回生涯学習推進本部会議	議題:「那覇市生涯学習推進基本計画」の策定について	諸点の意見を検討課題としつつも、おおむねの承認がなされ、本部長への稟議決裁、部長会議報告などの完了手続きにはいることが確認される。
H12.3.14	生涯学習推進本部長決裁を得て「那覇市生涯学習推進基本計画」のを策定を完了		

用語集

この用語集は、本文中で使用されている用語の中から、特に説明の必要があると思われるものを抽出して補足説明を行ったものです。

参考・引用文献など

「現代用語の基礎知識 1998 年版」(準拠「現代用語の基礎知識 1998 年版(CD-ROM)」)
自由国民社。

日本生涯教育学会編『生涯学習事典(増補版)』 東京書籍、1992。

「月刊公民館」(第 491 号) 社団法人全国公民館連合会、1998、4。

「月刊社会教育」(489) 国土社、1996、10。

岡本包治・出前講座研究会・「社会教育」編集部編『ケースで学ぶ出前講座全 12 講』
(財)全日本社会教育連合会、1997。

岡本薫『行政関係者のための新版入門・生涯学習政策』 全日本社会教育連合会、1996。

用語集（兼索引）

凡 例

本文中の用語から抽出して五十音順に列記してある。
用語の語法、語義は関係資料等に配慮したものを掲載してるが、原則として本計画書中における解釈である。また、引用等を行った場合は、その主たる文献名を略番号で示してある。略番号は、本集の巻頭に掲げた一覧と対応している。

〔あ〕

案内ボランティア

文化財や史跡、あるいは野外のフィールドなどにおいて、案内や説明などを通して学習活動の支援などを行うボランティア。

現在、本市行政として組織されているものとして、文化財の案内などを行う「案内親方」、平和学習のために戦跡ガイドなどを行う「平和ガイド」などがある。

整備しようという動きがある。地域づくり、人づくりという観点から、この種の地域活動団体に注目し続けてきた生涯学習行政としても、今後、その支援、あるいは協働的取り組みのあり方を模索していく必要がある。

エンパワーメント

力をつけること。女性が自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となること。そのためには、あらゆる分野での意志決定への参画が重要となっている。

〔え〕

NPO団体

平成10年12月1日にNPO法（「特定非営利活動促進法」）が施行され、我が国におけるNPO団体の解釈や対象などについて法制化された。その中で、特定非営利活動を主たる目的とする団体として、NPO団体が定義されている。

本市でも、企画部企画調整室を中心に、NPO団体の実態把握なども含めて、市民活動団体を対象とした支援体制を

〔か〕

学社連携（融合）

学校教育と社会教育との連携の理念や方策の略称。

「学校教育、社会教育がそれぞれ独自の教育機能を発揮し、調和を保ちつつ連携をすすめることが必要で、相互補完の関係を成立させなければならない」という文部省の各審議会答申など

に、その定義をみることができる。(参考文献)

現在では、そのさらに進んだ形、あるいはもう一つの形としての「学社融合」が叫ばれているが、両者の違いを端的に述べれば、前者が学校教育、社会教育双方がそれぞれ固有の機能と形態を保持しつつ補完的に連携することであるのに対し、後者は両者が相互に乗り入れて新しい別の教育機能や領域を創り出すことであるといえる。

しかしこの両者が、実務的に意識して使い分けられているとは言い難い状況もあり、本計画中には「学社連携(融合)」のような表現を採った。

学習成果認定制度

生涯学習の成果を評価・あるいは認定し、学習者個人の励みにするとともに、その学習成果を、社会生活や職業生活、地域活動などへの活用につなげようとする制度。

いわゆる「労働技能・能力」に関わる領域などは、能力試験や資格制度に恵まれ、その意味では評価に馴染む領域ともいえる。しかし、地域づくり活動などにおいては、明確な評価基準を設定しにくいことなども背景となって、学習成果の評価の仕組みが整備されてこなかった経緯がある。

しかし、このような内容の生涯学習活動を、自治体独自の修了証や資格称で認証しようとする動きはここ数年あちこちで見られるようになり、その最たるものはいわゆる「市民大学/

県民カレッジ」などにおける評価システムとしても現れてきている。

学習メニュー

学習メニューとは、端的に言えば、利用可能なあらゆる学習内容を学習者に提示したものである。

ここでいう学習内容とは、那覇市で実施されている学習・啓発機会の内容を意味する。これらを学習者が自らの学習要求や学習条件と照らし合わせて自由に選択し、自分なりの学習プログラムを設計・実行するのが「学習メニュー方式」とよばれる学習方法である。

この学習メニュー方式は、学習内容の編成に関して、学習者が主体的に関与することが可能になる点などが評価されるが、学習支援者側にとっても、学習・啓発機会間の内容的体系化の促進、学習成果認定制度の整備などが導かれるものと期待される。

学習・啓発機会

生涯学習論でいうところのいわゆる「学習機会」のこと。生涯学習論では、「学習内容」「学習の場所」「学習者」「学習支援者」などの結実体として「学習機会」あるいは「学習の場」という述語が用いられる。具体的には各種講座・学級、研修会、説明会、討論会その他、学習活動の生起を意図して行われる事業を指す。

市長部局も対象とする実務の場面では、教育委員会以外の学習機会(各種講座・研修・啓発機会など)も包括す

る言葉として「学習機会」と一括するよりも、「学習・啓発機会」と記述した方が通りがよいと思われるために、本計画中で使用することにした。

学校支援ボランティア

小・中学校の「総合的な学習の時間」「クラブ活動」「教科」「選択教科」などの学習指導の支援・充実を図るため、地域の人材及び公共機関などの人材を中心に学校の学習活動を支援するボランティア。

[こ]

個人情報の公開と保護

生涯学習情報として重要な領域を成す指導者情報などは、住所や連絡先など、個人的な情報を含むために、慎重な運用が求められることが多い。

本市の場合、「那覇市個人情報保護条例」などの関連規則等で、その適正な収集や公開などのための指針を定めているが、今後、各部署が有する人材情報を統合的に扱う「共有データベース」などの構築のために、より実務的なレベルでの関連課との調整が必要である。

コミュニティ

共同体、または地域社会と訳される。地域性や共通の慣習・伝統などを媒介とした共属意識のある集団を意味し、いわゆる「ムラ社会」や「家制度」が崩壊して久しいといわれる現代の地域

社会に、コミュニティのもつ連帯感や共属意識を再形成しようという文脈から、生涯学習論ではしばしば用いられる。

[し]

市職員による出前講座制度

1994年度に埼玉県八潮市が開始したのをきっかけに、各地の自治体にも広がりを見せるようになった、市職員による情報提供事業の一形態。具体的には「住民の要請に応じて行政各部局の職員たちが、それぞれの担当分野についての情報を、出向いて住民に提供する」(参考文献)こと。

同様の取り組みは、本市でも部分的に取り組んでいる部署はあったが、制度化された場合、すべての部署がほとんど例外なく対応可能な講座内容を提供する。また、公民館などが、自前の施設ではなく、より市民が利用しやすい場所などで事業を開催するような場合も「出前講座」のように表現されることがある。

しかし、講座の内容はもちろん、講師との交渉、場所の確保、運営その他まで、すべて公民館側で用意して、開催場所のみを公民館以外の場所で行うという趣旨のこの「出前講座」と、市民が自ら学習機会を企画・運営し、その中における講師のみを「出前」してもらおうというここでの「出前講座」とは本質的に異なるものである。

それ故に、この両者を区別するために、ここではあえて、「市職員による出前講座」という表現を採った。

シニアボランティア

高齢者や退職者などの持つ社会的経験や専門技術などを、ゆとりある時間を活かして社会のために役に立てようとする活動。

シニアボランティアの制度が定着している欧米などでは、在職中であっても地域でのボランティア活動などが推奨されるという組織風土、意識背景があり、それらが退職後のボランティア活動への移行もスムーズにしているとも考えられる。

生涯学習資源

学習施設、人材、学習内容（コンテンツ）あるいは地域の歴史や文化財など、学習内容を構成しうる地域の文化資産などのこと。これらを学習者が活用しやすい環境をつくるのが、生涯学習行政の具体的な内実といえる。

生涯学習情報提供システム

生涯学習体系における基幹的援助システムの一つ。

学習機会に関する情報、人材情報、施設情報などを統合的に集積・管理し、照会者に適宜に提供して、学習活動の支援に供する。近年は、インターネット端末などを使ったコンピュータシステムによる提供もみられるが、従来からの広報誌、チラシなども重要な手法

の一つである。

生涯学習体系

「生涯学習のまち」にあって、それを保証する諸システムの統合的呼称。本計画の中では、人々の生涯学習活動を支援し、評価・活用するシステム（生涯学習支援システムともいう）の集合体としての意味で用いている。

市民の生涯学習活動をトータルに支援できるまち、つまり「生涯学習のまち」としての環境整備を標榜する本市の生涯学習行政において、生涯学習体系の構築はその究極目標ともいえる。

なお、この用語がはじめて登場したとされる臨時教育審議会答申の文脈では、従来の学校教育中心の教育体系に対置させ、今後移行していくべき教育・学習の体系という意味で用いられている。

生涯学習に関するボランティアの人材

ここでは、人々の学習支援、活動支援などに活用できる人材の総称。

地域づくり活動や実技指導などで実績を持つ指導者・講師的人材はもちろんであるが、例えば、子どもたちの学習支援を行う地域の人材としての「学校支援ボランティア」、あるいは地域福祉、保健・健康、各種案内・ガイド、ごみ問題・環境指導など、各部署が啓発業務のために育成・活用している様々な推進員や指導員といった人材も、「市職員の出前講座制度」などを通じて活躍の場を拡げることで、市民の生

涯学習活動を支援しうる有用な人材となりうる。

[そ]

総合的な学習の時間

児童生徒が、ゆとりの中で「生きる力」を育むため、地域の人材の協力を得ながら、体験的な学習や課題解決的な学習を行う新しい領域。学習内容としては、国際理解、情報、環境、福祉・健康等の横断的・総合的な課題、児童生徒の興味関心に応じた課題、地域や学校の実態に応じた課題に取り組み、年間時数は、小学校は3年生以上の学年で105時間、中学校は70から130時間実施。

[た]

第3次那覇市総合計画

1998年から2007年を計画年度とする、本市の総合計画。市民との協働によるまちづくりを掲げ、平和都市の創造、生活・文化都市の実現、国際交易都市の形成などを基本理念とする基本構想の実現を目指して編成されている。

総合計画とは、地方自治法に規定される行政計画の一つで、一般的に、自治体の将来の展望に基づいて立てられる、行政の基本方針ともいえるべき「基本構想」、基本構想を具体化・体系化した長・中期的な計画としての「基本計

画」、そして基本計画の内実となる詳細な事業計画である「実施計画」の三段階で構成される。このうち「基本構想」部分は議会による議決が必要である。

那覇市生涯学習推進基本計画も、その策定について「基本計画」中で明記されており、生涯学習の手法と観点から第三次総合計画の「基本構想」の実現を目指すものとして、「基本計画」の内容と補完・補強的に機能することを企図して策定された。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

[ち]

地域福祉に関するボランティア

地域福祉は身障者福祉、高齢者福祉のような対象者を限る分野の呼称ではなく、在宅や施設という場所を越えてすべての福祉そのものを指す概念である。(欧米においては元来、地域福祉＝福祉の総体という考え方が一般的であったが、我が国では社会福祉の下位概念におこうとした経緯がある。)

したがって、そこでいうボランティアも広く福祉一般に関わる活動を捉え、

施設を訪問しての慰問的活動、職能を活かした修繕などの作業活動など通常イメージされるものから、個人の自宅を利用しての読み聞かせといった個人的活動や企業のフィランソロピーといった社会貢献活動まで幅広いものである。

[て]

データベース

学習施設や文化財情報など、各種データを大量に蓄積し整理して、コンピュータなどで活用しやすい形にしたものをいう。

このようにして整理された情報を用いて、情報照会へ対応できるようにしたシステムをデータベースシステムといい、生涯学習情報提供システムを構築する際の核心となるシステムといえる。

[な]

那覇市生涯学習推進協議会

那覇市生涯学習推進本部とともに、那覇市の生涯学習推進体制の一翼を為す組織。

生涯学習に関する生涯学習推進本部長（市長）からの諮問などを受ける本市の附属機関であり、委員は学識経験者や、関係教育機関・団体の代表者などから構成され、18名以内。

現在の形で整備されたのは平成6年4月であるが、平成3年に設置され、平成4年10月に「那覇市生涯学習推進について」を教育長に答申するなどした生涯学習推進協議会がその前身ともいえる。

「那覇市生涯学習推進について」

本市教育委員会からの諮問に応える形で、平成4年10月29日に当時の生涯学習推進協議会（現在の生涯学習推進協議会とは別）から出された答申。平成2年3月に出された「『調和と創造』のまちづくりプラン 那覇市生涯学習まちづくり推進計画」などの理念を継承しつつ、改めて生涯学習推進本部（仮称）の設置の必要性などを強く打ち出し、その後の本市生涯学習推進体制の整備のきっかけともなった。

那覇市生涯学習推進本部

那覇市の生涯学習推進体制の中核的組織。市長を本部長、助役と教育長を副本部長とし、部長級職員を本部員として「本市における生涯学習に関する施策を総合的に推進」することを目的とする。

本部長の命を受けて、関係部署の課長級職員からなる幹事会が招集され、実質的審議が行われることになるが、その際の幹事長は生涯学習部長があたる。また、幹事会の中に専門部会をおくこともできる。

[ほ]

保健に関する推進員

「健康づくり推進員」「母子保健推進員」「食生活改善推進員」など、地域における保健・健康意識の啓発などを目的として活動をする推進員のこと。養成のための学習・啓発機会を経た一般市民によって構成され、その活動はボランティア。

健康づくり推進員

市民一人一人が心身ともにいきいきと生活できるよう、健康づくりの意識啓発や実践等、地域の健康づくりを推進するための活動を、行政や関係機関と協働して行う。

活動内容：各種保健事業への呼びかけ / 健康に関する知識・実践に関する相談や学習会の企画 / 地域の健康ニーズを行政に伝える等

母子保健推進員

妊産婦、乳幼児を対象とした母子保健事業を地域住民に浸透させ、効果的に推進するための活動を行う。

活動内容：乳幼児健診の受診訪問や子育て支援 / 乳幼児健診・各種教室・相談への協力 / 地域の子育て支援センターなどへの協力

食生活改善推進員

地域住民を対象に健康の保持・増進に必要な食生活に関する知識などの啓発普及を行う。

活動内容：健康づくり食生活改善講習会 / 小学校高学年の親子を対象とした母と子の料理教室の企画 /

老人ミニデイ・サービス等でのおやつ、食事の講習会 / 栄養などに関する知識の普及活動等

[ま]

まちづくりに関する地域との連携

那覇市では地域住民との懇談会等を重ね、1999年4月に「那覇市都市計画マスタープラン」を策定した。これは向こう20年間の市の都市計画方針を定めたもので、多くの市民参加のもと原案作成がなされた。

その中で大きな方針として「パートナーシップのまちづくり（市民と行政との協働によるまちづくり）」をあげている。

そのために次のような事業が提案されている。

まちづくりの情報の整備、公開

まちづくり組織体制の整備

まちづくり基本条例の制定

現在、「真和志地域まちづくり通信」の発行とあわせて、都市計画課職員と地域団体との懇談やまちづくり相談などを実施し始めている。

[よ]

より実的な能力育成とその認定の必要性

欧米などの場合、職能向上などの教育訓練活動や意図的な学習活動のみを生涯学習行政が提供する学習内容とみ

なし、我が国で「偶発的な学習」が生起するとされている趣味的内容などは、行政対象というより個人生活の範疇のもののみなしている。(参考文献)

しかし我が国の場合、「生活の質的向上」「生きがい創出」などの時流と相まって、趣味的、教養的な内容の学習機会も生涯学習の重要な内容として扱われてきた。

この点について異論がなかったわけではなく、また、むしろ職能向上のような実際的な学習内容が、公民館その他、生涯学習行政の提供する学習機会の中から次第に消えつつあるという状況にあるのも事実である。この点について、文部省の生涯学習審議会答申「学習の成果を幅広く生かす - 生涯学習の成果を生かすための方策について - 」(平成 11 年 6 月)の中で、次のように述べられている。

「行政が行うべき学習機会の提供にあたっては、従来文化・教養タイプのものから、社会参加型や問題解決型の学習あるいは学習成果の活用を見込んだ内容のものなど、学習者に活動のために必要な力を養う学習へと重点を移行させるべきであろう。」